

毎週 月・水・金曜日発行



熊本県公報

目次

規 則

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(自然保護課)

告 示

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十二号

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 熊本県立自然公園条例施行規則(昭和四十七年熊本県規則第四十五号)の一部を

次のように改正する。

第十条第十号中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第八条第二項

第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業(漁

業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第二条第二項に規定する沿岸漁

業をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な

沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

(熊本県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二条 熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年熊本県規則第六十号)の一部を

次のように改正する。

第十三条第一号八子中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第八条

第二項に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業(漁

業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第二条第二項に規定する沿岸漁

業をいう。以下同じ。)の構造の改善に関する事業」に改める。

第十七条第一号へ中「沿岸漁業等振興法第八条第二項第二号に掲げる事項を行うた

に必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うた

めに必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

(熊本県希少野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 熊本県希少野生動物植物の保護に関する条例施行規則(平成三年熊本県規則第二十

二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号八子中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第八条第

二項に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業(漁業

再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第二条第二項に規定する沿岸漁業

をいう。以下同じ。)の構造の改善に関する事業」に改める。

第十二条第一号へ中「沿岸漁業等振興法第八条第二項第二号に掲げる事項を行うた

に必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うた

めに必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十三年十月

二二本

日發
行刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%